

大学教育の分野別質保証のための 教育課程編成上の参照基準 看護学分野



日本学術会議 健康・生活科学委員会 看護学分科会
連携会員 内布敦子(兵庫県立大学 副学長)

看護学分科会内での検討経過

日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会委員

委員長 片田 範子（第二部会員） 兵庫県立大学 副学長
副委員長 太田喜久子（第二部会員） 慶應義塾大学 教授
幹事 内布 敦子（連携会員） 兵庫県立大学 教授
幹事 小松 浩子（連携会員） 慶應義塾大学 教授
室伏きみ子（第二部会員） お茶の水女子大学 学長
井上 智子（連携会員） 国立看護大学校 大学校長
川口 孝泰（連携会員） 筑波大学医学医療系 教授
数間 恵子（連携会員） 元東京大学 教授
古在 豊樹（連携会員） 千葉大学 名誉教授
小西美智子（連携会員） 広島大学 名誉教授
佐伯 和子（連携会員） 北海道大学大学院保健科学研究院 教授
田中美恵子（連携会員） 東京女子医科大学 教授
野嶋佐由美（連携会員） 高知県立大学 副学長
正木 治恵（連携会員） 千葉大学大学院 教授
南 裕子（連携会員） 高知県立大学 学長
村嶋 幸代（連携会員） 大分看護科学大学 学長
吉沢豊予子（連携会員） 東北大学大学院 教授
西村 ユミ（特任連携会員） 首都大学東京健康福祉学部 教授
綿貫 成明（特任連携会員） 国立看護大学校老年看護学 教授

検討日程

第23期	第1回	2015年	2月	24日
	第2回	2015年	6月	29日
	第3回	2015年	9月	18日
	第4回	2015年	12月	21日
	第5回	2016年	7月	23日
	第6回	2016年	10月	8日
	第7回	2016年	11月	23日
	第8回	2017年	7月	27日

2017年(平成29年)8月31日日本学術
会議大学教育の分野別質保証委員
会において承認

参照基準策定作業が提案されるまで

平成20年3月：中央教育審議会 大学分科会

高等教育のグローバル化のなかで学習成果が重視され、分野別質保証の必要性が認識された

平成20年5月：文部科学省高等教育局長から学術会議
会長へ依頼

学士力の保証を含む大学教育の分野別質保証が必要であるとの認識から質保証の在り方を検討してほしい

平成20年6月：学術会議内で課題別委員会設置

「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の3分科会で検討

- ・ 質保証枠組み検討分科会
- ・ 教養教育・共通教育検討分科会
- ・ 大学と職業との接続検討分科会

日本学術会議各専門分野で「教育課程編成上の参照基準」策定を学術会議で行うこととなる

現在までに既に参照基準が完成した領域

• 経営学分野	2012年8月	• 文化人類学分野	2014年9月
• 言語学分野	2012年11月	• 歴史学分野	2014年9月
• 法学分野	2012年11月	• 社会福祉学分野	2015年6月
• 家政学分野	2013年5月	• 電気電子工学分野	2015年7月
• 機械工学分野	2013年8月	• 農学分野	2015年10月
• 数理学分野	2013年9月	• 統計学分野	2015年12月
• 生物学分野	2013年10月	• 哲学分野	2016年3月
• 土木工学・建築学分野	2014年3月	• 情報学分野	2016年3月
• 経済学分野	2014年8月	• 物理・天文学分野	2016年10月
• 材料工学分野	2014年9月	• 計算力学分野	2016年8月
• 地域研究分野	2014年9月	• 薬学分野(4年制)	2016年8月
• 社会学分野	2014年9月	• サービス学分野	2016年9月
• 心理学分野	2014年9月	• 歯学分野	2017年9月
• 地理学分野	2014年9月	• 看護学分野	2017年9月
• 政治学分野	2014年9月	• 医学分野	2017年9月
• 地球惑星科学分野	2014年9月		

2017年12月現在31分野

参照基準とは何か

- 参照基準は、教育課程の編成の適切なプロセス（理念⇒学習目標⇒学習内容⇒学習方法⇒カリキュラムへ反映⇒評価）を経てなされるべきであるとの認識の下に、教育課程を編成するプロセス全体の参考となるよう提示するもの
- 参照基準は、あくまで一つの「出発点」として、分野の理念・哲学並びに中核的要素の同定に留まるものであり、それにどのように肉付けをし、具体化を図っていくかは各大学の手任せられる。

参照基準の性質・とらえ方

- 具体的にどのような授業科目を開設すべきかを示すものではない。
- 個々の授業科目の直接的な開設指針として供するものではない。
- 教育課程の編成は、あくまでも、各大学とその教員が責任を負うべきである。
- 参照基準は標準化を進めるための「模範」や「合否」を検証するための基準のような規制的な性格を有するものではない。

例えば、教育課程が、独自の体系性と学術的な意義とを備えたものとして、社会や学生に対して十分に説明が可能なものであれば、独自性の高い教育理念を有する大学が、参照基準を利用しないということも否定されるべきではないと考える。

参照基準の役割と位置付け

(1) 参照基準の基本的な役割

- ・教育プログラムのデザイン等に関与する人々の役に立ててもらう。
- ・進学希望者や雇用主に対して、専門分野の学位が意味するものについて理解を促す。

(2) 専門職の養成課程に関する質保証との関わり

- ・専門職教育としての質保証は社会に対して直接的な質保証のため必要であるが、専門職教育でない学士課程であっても学生が意義あるものを身につけるが重要との考えで参照基準が作成される。
(医学、看護等は両方が必要)

(3) すべての関係者の利用に供する公共的な基盤としての位置付け

- ・「各分野の教育における最低限の共通性」の確保を公的機関である日本学術会議が行うことは一種の社会的インフラストラクチャーとしての役割を果たすことになる

(4) 自己点検や認証評価とのかかわりについて

- ・国による大学設置審査や、学校教育法で定める大学の自己点検評価及び認証評価機関による大学評価との関係
- ・内部質保証の仕組みに活用する、学習成果の向上に用いる

参照基準・コアカリキュラム・分野別評価の一貫性

<日本学術会議>

<文部科学省>

<看護教育評価機>
(仮称)

教育課程編成上の
参照基準

各大学が作成するカリキュラム

モデル・コア・カリキュラム

分野別評価
看護教育評価機構
(仮称)

<基準>

教育理念

体制と資源

教育・学習活動

教育の有効性

(特に学習成果としてのコンピテンシー)

コンピテンシー(到達目標)を基盤とする

参照基準策定作業が提案されるまで

- 平成20年3月：中央教育審議会 大学分科会
 - － 背景には高等教育のグローバル化、学修成果を重視する国際的な流れがある。
 - － 「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」において、教育の質保証を行うことの必要性が述べられた。
- ⇒平成20年5月文部科学省高等教育局長から学術会議会長宛に依頼があった
 - － 学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について御審議の上、有意義な御意見を頂戴したい

⇒学術会議内での動き(平成20年6月)

- － 課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会を設置
- － 上記委員会の下に3つの委員会を設置
 - ・ 質保証枠組み検討分科会
 - ・ 教養教育・共通教育検討分科会
 - ・ 大学と職業との接続検討分科会
- ⇒上記委員会から提案

一面的な専門教育の質保証にならないように、また学生が職業生活に移行するために確実な学習成果を得る必要があると言った問題意識のもとに分野別評価の在り方が検討された。3つの分科会からの回答による内容が参照基準の枠組みを形作ることになる。

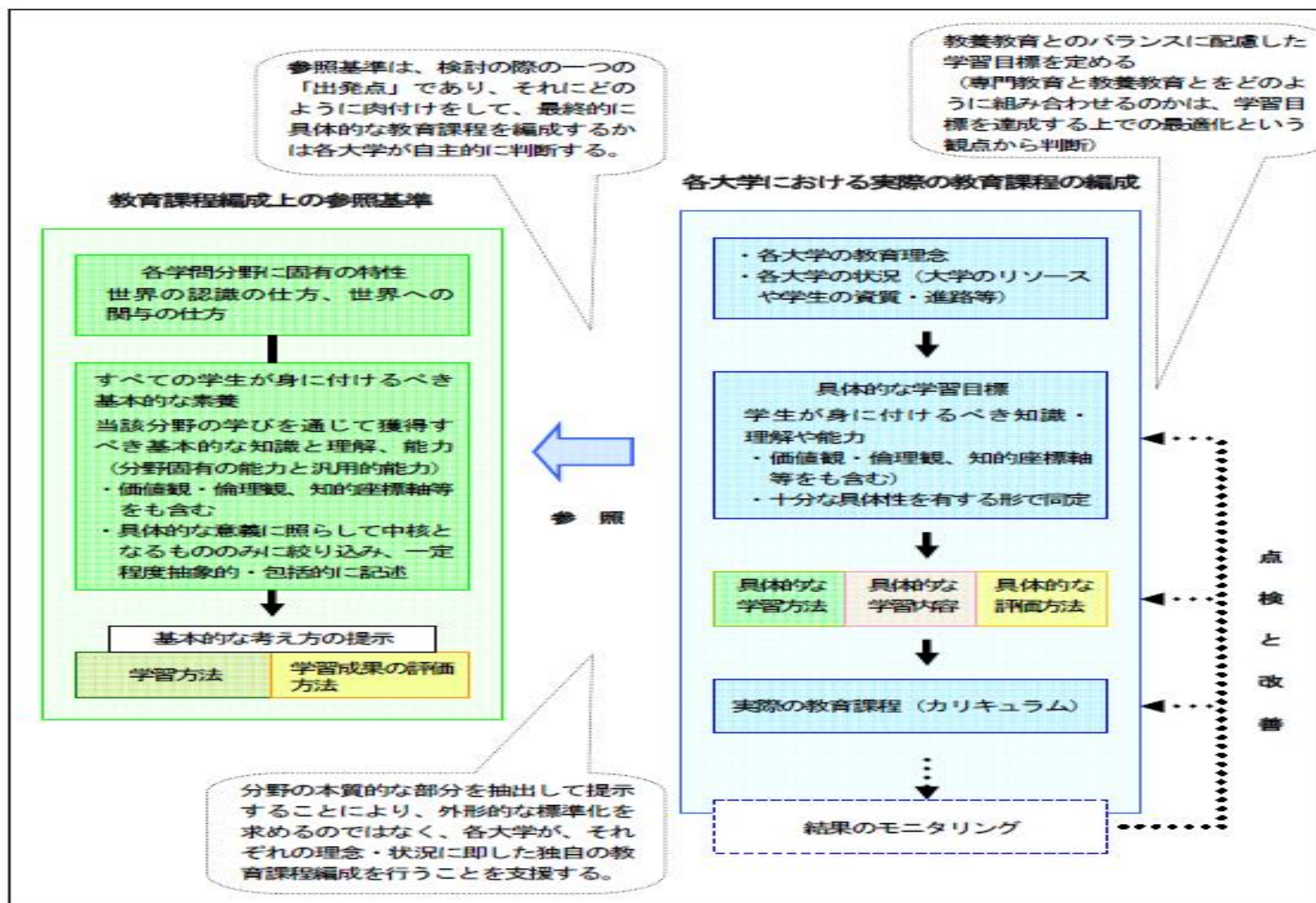
参考)平成22年回答大学教育の分野別質保証の在り方について

－ 分野別の教育課程編成上の
参照基準策定を学術会議で行うこととなる

教育課程の編成はどうあるべきか

- ①それぞれの教育理念や、置かれた状況(大学のリソース、学生の資質や進路等)を基盤にして考える。
- ②具体的な学習目標、学生がどのような知識・理解や能力を身に付けられるようにするのかを具体的に定める。
- ③そのためにどのようなことを学ばせるのか(学習内容)、どのような方法で学ばせるのか(学習方法)、そして学習成果をどのように評価するのかを具体的に検討する。
- ④それらを実際の教育課程(カリキュラム)に落とし込む。
- ⑤なおその上で、全体の結果をモニタリングして問題点の検証と更なる改善に反映させる。(図1を参照)

図1 「教育課程編成上の参照基準」と各大学における実際の教育課程の編成の関係



※ 重要なことは、学術会議が策定した参照基準をなぞることではなくて、各大学での教育課程編成において、上記のようなプロセスが実効的に機能していることである。

参照基準の役割と位置付け

(1) 参照基準の基本的な役割

- ・教育プログラムのデザイン等に関与する人々の役に立ててもらう。
- ・進学希望者や雇用主に対して、専門分野の学位が意味するものについて理解を促す。

(2) 専門職の養成課程に関する質保証との関わり

- ・専門職教育としての質保証は社会に対して直接的な質保証のため必要であるが、専門職教育でない学士課程であっても学生が意義あるものを身につけるが重要との考えで参照基準が作成される。
(医学、看護等は両方が必要)

(3) すべての関係者の利用に供する公共的な基盤としての位置付け

- ・「各分野の教育における最低限の共通性」の確保を公的機関である日本学術会議が行うことは一種の社会的インフラストラクチャーとしての役割を果たすことになる

(4) 自己点検や認証評価とのかかわりについて

- ・国による大学設置審査や、学校教育法で定める大学の自己点検評価及び認証評価機関による大学評価との関係
- ・内部質保証の仕組みに活用する、学習成果の向上に用いる

基本的な構成項目

1. 当該学問分野の定義
2. 当該学問分野の固有の特性
3. 当該学問分野を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的な素養
4. 学習方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方
 - － 学習方法
 - － 学習成果の評価方法
5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育と関わり

報告： 大学教育の分野別質保証のための教育課程 編成上の参照基準 看護学分野

- <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h170929-9.pdf>

報告

大学教育の分野別質保証のための
教育課程編成上の参照基準
看護学分野



平成29年（2017年）9月29日

日本学術会議

健康・生活科学委員会

看護学分会

目次

1 はじめに	1	(2) 教養教育の一部を構成するものとしての看護学	17
2 看護学の定義と領域	2	(3) グローバリズムの中での看護学教育と教養教育の関わり	18
(1) 看護学の定義	2	7 看護学を学修して修得できる主な資格と能力	20
(2) 看護学の対象となる範囲	2		
① 人間とその健康—連続性、多面性、生活を基盤とした視点—	2		
② 多様な健康の状態への関心とアプローチ	3		
③ 看護活動の場の広がり	4		
3 看護学固有の特性	5		
(1) 人間、健康をとらえる視点	5		
(2) 方法論（アプローチ）の独自性	5		
(3) 関連学問領域とのつながり	6		
(4) 社会における看護の役割と看護学	6		
4 看護学士課程で学ぶすべての学生が身につけるべき基本的素養	8		
(1) 看護学士教育を通して学生が獲得すべき知識と理解	8		
(2) 看護学士教育を通して学生が獲得すべき基本的能力	8		
① 全人的に対象をとらえる基本的能力	9		
② ヒューマンケアを提供するために必要な基本的能力	10		
③ 根拠に基づく看護を展開できるように必要な基本的能力	10		
④ 健康課題に対応した看護を展開できる基本的能力	11		
⑤ ケア環境とチーム体制を設備し看護を展開できる基本的能力	12		
⑥ 生涯専門職としての研鑽を継続していく基本的能力	13		
(3) 人々の健康の維持増進に必要なケア社会を志向する態度	13		
5 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方	14		
(1) 学修方法について	14		
① 模範	14		
② 演習（グループワーク、事例学習、カンファレンス）	14		
③ 演習（実技演習、シミュレーション教育、実習実演習）	14		
④ 随地実習	15		
⑤ 研究的取り組み	15		
(2) 評価方法	16		
① 評価の視点	16		
② 評価の在り方	16		
6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり	17		
(1) 専門教育としての看護学を交えるものとしての教養教育	17		

<参考資料>

1. 健康・生活科学委員会看護学分会看護経過
2. 公開シンポジウム

1. 看護学の定義

- 看護は、人間の尊厳、権利擁護を基盤にしたヒューマンケアの理念に基づき、人が人間としての尊厳を維持することを支え、人々が示す環境などへの反応を手がかりに、**その人らしい健康な生活をおくれるよう支援する**。
- 支援にあたっては、人間が本来持っている**セルフケア能力を最大限に引き出し、当事者の能力を生かしながら**、健康の維持・増進、予防等を志向する生活を構築できるように、必要な専門的援助を提供する。
- 個人だけではなく家族や集団**、地域の状態もその人の健康な生活においては重要な要素となるので、健康維持にむけて、このような集団レベルへの働きかけが必要となる。したがって、制度構築や政策提言なども看護学がアプローチする範疇として重要である。
- 看護学は、すべての発達段階・健康の段階にある個人、家族、集団、地域の固有の健康問題と健康問題への人々の反応を探究し、健康の維持・増進の方向にむけて、**人との相互作用を基盤とした援助的専門的アプローチを探究する学問である**。看護も看護学も、他のすべての学問と同じく、人類の平和と幸福を希求している。

注意)

当該学問分野について簡潔な定義を行う。学問分野としての実質的な自己同定は次の2で行う

ので、他分野との境界線が明確である分野については、ごく簡単な記述でも構わない。必要に応

じて隣接分野との関連についても適宜、言及を行う。

(A4用紙(40字×40行)1枚程度に収める。)

2. 看護学の領域

① 人間とその健康—連続性、多面性、生活を基盤とした視点—

- ・人間を生活者としてとらえ、健康問題をとらえる際も生活の視点からの理解を探究する。
- ・健康は複合的な概念であり、身体、心理、社会のいずれの側面もが融合された全人的存在としてとらえる。
- ・発達段階ごとの特徴に関する知識を基に、健康ニーズをアセスメントする。
- ・健康と環境との関係を検討する

* 報告では、「健康の段階」を軸に看護学の領域を説明するが、発達段階の視点は、以下に説明するそれぞれの健康の段階に網羅的に含まれている。

② 多様な健康の状態への関心とアプローチ

- ・健康から死に至る多様な健康の状態に関心を払い、「健康生活の保持増進や予防が課題となる状態」、「急激な健康破綻と回復の状態」、「慢性疾患及び慢性的な健康課題を持つ状態」、「終末期の状態」の5つの段階でアプローチを提供する

③ 看護の活動の場の広がり

- ・看護を提供する場は、医療機関以外に、家庭、学校、職場、地域、国や自治体、世界規模の健康問題(感染、飢餓、環境汚染)など広がりがある
- ・公衆衛生の視点をもち、多くの専門職と協働する
- ・予防という観点での活動を展開する

3. 看護学固有の特性

(1) 人間、健康をとらえる視点

人間とは生物学的、心理社会的存在の統合であり、個々人の健康は生理学的・病態学的ないわば客観的な変化と同時に、個々人の体験世界の中で主観的に位置づけられるものとしてとらえられる。看護は、個々人が置かれている環境と人間との相互作用を含めて包括的なあり様としての人間の健康をとらえる。看護の方向は、必ずしも生物学的に機能が良好な状態を目指すものではなく、人間のwell-beingを探究することであり、むしろ「生活する身体」としての健康の状態を重視している。

(2) 方法論(アプローチ)の独自性

健康という視点から包括的存在としての人間を描き出すといった学問的アプローチを行う。人々に接近し、援助としてのかかわりを持ちながら理解を進めるというアプローチ方法を持っている。看護は自分自身の存在自体を道具として使うという独特の方法論を持っている。看護が人に対峙する方法の基盤は他者への関心(ケアリング)であり、生活の視点から健康を探究する。

注意)

当該分野の「世界の認識の仕方」、「世界への関与の仕方」と言うべきものであり、当該分野すべての教育課程が共有すべき「基本」であり、「核心」であり、「出発点」となるものである参照基準全体の妥当性と、それを参照して編成される各大学のカリキュラムの妥当性とを根底で支える基盤。⇒看護学の固有の特性を明確にして看護学の普遍的な(存在)意義を高めることが必要である。

3. 看護学固有の特性(つづき)

(3) 関連学問領域とのつながり

看護は人間理解や援助に関わる複数の学問領域で蓄積された知識体系を取りこんできた。医学、心理学、行動学、社会学、文化人類学、教育学、生活科学などの関連諸科学はもとより、多くの学問領域の影響を強く受けながらそれらを看護の方法論に融合させてきた。

(4) 社会における看護の役割と看護学

真理を追求する学問の一般的な性質だけでなく、免許制度に裏付けられ、職業としての看護を支える実学としての役割も持っている。看護学は看護専門職の学問的基盤として必要な学問であると同時に、社会に対してケアの理念を発信する学問として重要な存在である。

4. 看護学士課程で学ぶすべての学生が身につけるべき基本的素養

(1) 看護学士教育を通して学生が獲得すべき知識と理解

看護学は実践の科学であり、看護学部教育を通して学生は、学問領域を超えて共通に必要な「学士力」を看護学に統合させた「看護学士力」の修得をめざす。下記の5つの要件を前提として到達目標の基準が作成されている(2011年「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告(文部科学省)」)

- 1)個人—家族—集団—地域を対象とする看護実践
- 2)あらゆる年代の人々に対する看護実践
- 3)多様な場で、継続的なケアを提供できる看護実践
- 4)健康—疾患の連続性を踏まえての看護実践
- 5)ヘルスプロモーションや予防を促進する看護実践

注意)学問の固有の特性を踏まえ、以下の項目で記述する。

- (1) 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解
分野の知識を「説明できる」として、柱となる内容を特定の授業科目ではなく、**一定の抽象性包括性を持たせた記述**とする。
- (2) 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力
「行うことができる」として記述する。どのような局面でそのような意義のあるどのような態度を身につけさせるかを記述する。
 - a 分野に固有の能力
 - b ジェネリックスキル（汎用性のある能力）を含む記述

4. 看護学士課程で学ぶすべての学生が身につけるべき基本的素養(つづき)

(2) 看護学士教育課程を通して学生が獲得すべき基本的能力

- ①全人的に対象をとらえる基本的能力
- ②ヒューマンケアを提供するために必要な基本的能力、
- ③根拠に基づく看護を展開できるように必要な基本的能力、
- ④健康課題に対応した看護を展開できる基本的能力、
- ⑤ケア環境とチーム体制を整備し看護を展開できる基本的能力、
- ⑥生涯専門職としての研鑽を継続していく基本的能力

注) 2017年JANPUでは5群20コンピテンシーから6群24コンピテンシーに修正し本参照基準に引用、さらに2017年12月時点で6群25となる

(3) 人々の健康の維持増進に必要なケア社会を志向する態度

社会のなかで健康を志向する態度を人々が身につけることを支援する。ケアや健康に関連する広範囲の学問領域と連携し、いわゆるケアサイエンスという融合領域であらたな知見を見出し、知識を体系化していくことも期待される。

5. 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1)学修方法について 講義—演習—実習の連携を重視し知識と体験の柔軟なやり取りをする。

①講義

看護学の基礎概念、理論、技術などを臨床経験を有する看護職者の教員が中心となり、科学的なエビデンスに基づき生きた知識として教授する。画像やビデオ教材、学生への発問や討議を促すことで、思考の活性化を促す。

②演習(グループワーク、事例学習、カンファレンス)

課題提示や患者の臨床経過の情報提供に基づき、学生が単独あるいはグループでアセスメント、臨床的推論、臨床判断などの思考訓練を行い、看護ケアや解決策や対応策を導く。

③演習(実技演習、シミュレーション教育、実習室演習)

人との相互作用や時間的推移なども取り入れることが可能で、臨場感とリアリティを伴った授業を展開する。実習前の十分なトレーニングを行う。

④臨地実習

医療施設内や在宅、地域、職場・学校など社会の中で看護ケア提供のあり方を学ぶ。

⑤研究的取組

注意)

基本的な素養として掲げた能力を培うには、学習方法においてどのような工夫が必要とされるのか、具体的な例示を含めて、基本的な考え方を示すものとする。A 4用紙1枚程度

5. 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方(つづき)

(2) 評価方法

① 評価の視点

職業教育の性格を併せ持つ。技術の安全性を教育によって保証することが必要である。高等教育における職業教育は、理論的背景を持った分析的・批判的見地と社会(人々)からの評価も不可欠である。

② 評価のあり方

技術が安全に提供できるかを卒業前に確認することは社会への責任として重要である。国家試験への合格は、看護学教育のある一定の基準を担保するに過ぎない。卒業時に到達すべき能力を明確にし、看護の技術を評価する仕組みを持つべきである。

注意)

単に知識や理解を問うだけのものであれば適切な評価にはならない。
適切な学習成果の評価方法を示す。具体的な例示を含めて、基本的な
考え方を示すものとする。A 4用紙 1 枚程度

6. 市民性の涵養をめぐる専門教育と 教養教育とのかかわり

①専門教育としての看護学を支えるものとしての教養教育

専門教育としての看護学の学問基盤を形成するためには、一般教養としての諸科学の学修が必須となるばかりでなく、研究を通して看護学を人類の健康に資する学問としてさらに発展させていくために、関連諸科学の知に開かれた看護学のあり方が重要となる。

②教養教育の一部を構成するものとしての看護学(市民性の涵養に資する看護学)

看護学がこれまで培ってきた知を、広く市民性を涵養する教養教育のひとつとして、普及させていくことも看護学の教育者・研究者に望まれる。教養としての看護学という視点や当事者性を内容させることも含めて発展させる必要がある。

③グローバリズムの中での看護学教育と教養教育とのかかわり

地球上の誰もが健康を希求しており、それを支援する学問は人類にとって普遍的かつ不可欠である。人種や国境、文化の違いを越えて人々の健康ニーズに応えることのできる能力が求められている。

注意)

市民性の涵養と、そのための専門教育と教養教育との関わりの在り方について基本的な考え方を記述する。(A4用紙1～2枚程度)

学生が自分の専門分野についてわかりやすく説明できて、専門分野の社会的公共的意義を考え、専門分野の限界をわきまえるようにする。

7. 看護学を学修して修得できる 主な資格と能力

＜受験資格を得て国家免許を取得するもの＞

保健師・助産師・看護師国家試験受験資格⇒保健師、助産師、看護師

助産師⇒受胎調節実地指導員(指定)

保健師⇒第1種衛生管理者(免許)、養護教諭2種(免許)

＜教育の中の免許の位置づけ＞

学士課程教育としての看護学教育は、免許取得に必要な教育内容に加えて、現実のニーズの変化を先取的に捉え、学問としての発展をにらんだ創造的、かつ各大学の独自性・特殊性を盛り込んだ内容を目指すべきである。

＜大学教育と指定規則の今後＞

指定規則による規制によらずとも大学教育の基準によって看護の質を担保して、卒業時の実践能力を保証して、看護師免許の前提とすることができるものと思われる。